

令和4年度

事業計画

社会福祉法人輝きの会

I 社会福祉法人輝きの会

1 事務局

1. 基本方針

法人本部を設置し、法人組織体制の機能強化を図り、各施設・事業所等の安定経営の基盤を確立するため、中長期計画の策定・見直しを図るとともに、財務計画の進捗管理を適切に行います。

また、法人経営を支える人材の育成のため、研修制度を確立し、人的基盤の強化に努めます。

2. 重点目標

(1) 経費節減に努める

3. 実施手段

(1) 中長期計画、財務計画の策定

(2) 各施設・事業所等の適正な人材配置

(3) 職位別の研修の実施

II 各施設・事業所等

1 特別養護老人ホーム

1. 基本方針

利用者が認知症でも、終末期を迎えても安心して生活できる施設を目指します。職員の資質向上に努め、快適な生活環境を提供し、サービスの質の向上に努めます。

2. 重点目標

(1) 科学的介護を推進し質の高い介護サービスの提供に努めます。加算取得を維持し収入の安定を目標とします。

(2) 入所者定数の上限をめざし、空室を減らすことで稼働率98.5%を目標とします。

(3) 感染症や災害への対応力を強化するため、計画の策定や研修・訓練を強化していきます。

(4) 職員の指導方法を明確にし、統一した教育指導ができる体制を作り、だれでも快適に仕事ができるよう職場環境を見直します。

(5) 業務改善の手引きを活用し、「ムリ・ムダ・ムラ」を洗い出し、負担軽減、業務の効率化を図ります。

(6) 地域福祉活動拠点事業の推進

3. 実施手段

(1)

・加算取得状況の実態を把握し、取得できる体制を維持します。また、自立支援促進加算の取得を目指します。

・科学的介護情報システム(Life)からのフィードバックを活用し、PDCAサイクルを推進することでケアの質の向上への取り組みを行います。

・ガイドライン(「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」)に沿った施設サービス計画を作成し、本人の意思を尊重した看取りケアを行います。

・認知症対応力の向上を目指し、実務経験にあわせた研修受講体制を作ります。

(2)

・待機者情報の早期収集や手続きの簡素化により入退所をスムーズに行います。

・医療機関との連携により、入院中の情報を収集することで退院の流れをスムーズに行い

ます。

(3)

- ・新型コロナウイルス感染症対策の研修や状況に合わせた行動指針の見直しを行います。
- ・自然災害に対応した垂直避難や停電時の訓練を行います。
- ・災害時の必要備品物品の確認や備蓄品の点検を行います。

(4)

- ・新人職員への指導方法をマニュアル化し、全職員が統一した受け入れ体制を作り、職員の定着を目指します。
- ・更新したナースコールや見守りカメラの使用法の指導や研修を行います。
- ・介護ロボット（ハル、介護リフト）の操作方法を簡略化し、介護職員の使用頻度を上げ腰痛予防に努めます。

(5)

- ・業務改善委員会を中心に課題を見つけ出し、改善を図ります。
- ・ICT導入支援事業を活用し、機器の導入により入力作業を短縮します。

(6) 施設自ら又は地域の団体等と連携して地域貢献活動を積極的に行います。

2 障害者支援施設

1. 基本方針

社会福祉法人「輝きの会」の経営理念に基づき、障害者総合支援法及び関係法令を遵守し、透明性を堅持した健全かつ活力ある経営に努めます。

また、基本的人権を尊重し、利用者一人ひとりのその人らしい生活を支援し、職員の自己研鑽に努め、専門的な知識、技術と価値観をもって、利用者に良質で安全、安心、快適なサービスを提供します。

関連機関、団体、他事業所、地域住民等とともに事業を展開し、重度の障害のある方々をとりまく環境の改善と地域社会における福祉の中核施設としての役割を果たすよう努めます。

2. 重点目標

- (1) 利用者・家族の希望と意向を尊重し、サービスの向上に努めます。
- (2) 職員間の信頼関係をさらに強固にし、スタッフ・エンパワメントに取り組みます。
- (3) 利用者の社会参加、地域移行のため、地域との連携を強化します。
- (4) 感染症や災害への対応力向上に努めます。
- (5) 一日当たり実利用者数48人、通所部門7人を目標に健全な経営を目指します。

3. 実施手段

(1)

- ・利用者満足度の向上のため、満足に関する調査を実施します。
- ・各種マニュアル等を整備します。
- ・障害者虐待防止の更なる推進の為、研修を実施します。
- ・身体拘束等の適正化を推進します。
- ・統一したケアと利用者の移乗時の負担軽減、職員の腰痛予防のためにノーリフティングケアを推進します。

(2)

- ・リーダーを育成し、課題解決ができるチーム、組織をつくります。
- ・実践研究を奨励し、発表の機会をつくります。

(3)

- ・顔の見える関係づくりのため、地域住民との交流事業を実施します。
- ・地域移行に関して、利用者の意向を聞き取り、移行に向けた支援を行います。
- ・地域社会とのつながりを持つため社会参加の機会を作ります。

(4)

- ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築するため業務継続計画を基に研修・訓練を実施します。
- ・感染症の発生及びまん延の防止等に関する取り組みを強化します。
- ・地域と連携した災害対応を強化します。

(5)

- ・利用者の健康管理に努めます。
- ・医療的ケア者に対する支援の充実に努めます。
- ・通所利用者の複数回利用を促進します。

3 軽費老人ホーム

1. 基本方針

入所者に質の高い福祉サービスを提供することを目標に進めていきます。

2. 重点目標

- (1) 入所者の方々の自立支援の推進
- (2) 入所者の安全・安心な暮らしの推進
- (3) 施設整備の老朽化対応
- (4) 施設運営の健全化を図るため、平均利用者数48名を目指します。

3. 実施手段

- (1) 現在の状況に合わせ、できる限り入所者の方々が必要としている通院や買い物といった支援を提供し、自立した生活ができるように支援いたします。
また、介護保険システムの導入を行いサービス事業所との連携強化を図ります。
- (2) 入所者の高齢化、重度化により要支援、要介護の入所者が増えてきていることから入所者の問題点等、情報共有を図ります。また、居宅介護支援事業所と連携を図り外部サービス利用につなげます。入所者へきめの細かい対応と相談しやすい環境を整え、安心・安全な暮らしを守り可能な限りケアハウスでの生活ができるよう支援いたします。
- (3) 共用設備が老朽化しているため、必要に応じた修繕を行ってまいります。
今年度につきましては、冷暖房設備4系統のうち1系統が経年劣化のため更新いたします。また、洗濯機1台、乾燥機1台の更新を予定しております。
- (4) 空室が出ないように、待機者の定期的な現況調査を行い、スムーズな入所に努めます。

4 老人デイサービス事業

1. 基本方針

利用者がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行い、利用者、家族、地域から信頼され、選ばれる事業所を目指します。

2. 重点目標

- (1) 利用者の自立支援を充実させます。
- (2) 地域との連携強化に努めます。

(3) ケアの質の向上のため人材育成に取り組みます。

(4) 一日当たり利用者数29名を維持します。

3. 実施手段

(1)

- ・LIFE（科学的介護情報システム）のフィードバック情報を活用します。
- ・自立に向けた機能訓練プログラムの立案と実施に努めます。
- ・日常生活のアセスメントを行い、自立した生活のための活動やケアに繋がります。
- ・フレイル予防のため、運動、口腔機能向上、栄養管理を行います。
- ・ご利用者の意思を尊重した支援に努めます。
- ・認知症対応力の向上に取り組みます。

(2)

- ・町内会や地域各種団体とともに地域事業を実施します。
- ・町内会や地域各種団体が行う事業に積極的に協力します。

(3)

- ・職員個々人の育成計画を作成します。
- ・新人指導マニュアルの見直しを行います。

(4)

- ・地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連絡を密にとり、利用者の状況を報告、相談していくことで信頼関係を強化します。
- ・ご利用満足度調査や家族連絡会を実施し、ニーズを把握、サービスの向上に努めます。
- ・「いきいきだより」を活用し、地域に向けて広報を行います。

4. 行事計画

- ・7月利用者満足度調査、11月家族連絡会
- ・その他

1回/月広報紙発行、ホームページの更新、随時地域貢献事業、地域交流事業

5 老人短期入所事業

1. 基本方針

利用者が認知症でも、終末期を迎えても安心して生活できる施設を目指します。職員の資質向上に努め、快適な生活環境を提供し、サービスの質の向上に努めます。

2. 重点目標

- (1) 空室情報を提供し、利用者を確保することで収入増を目指します。
- (2) 定数20名に対し、1日平均18名の利用者を目指します。
- (3) 感染症や災害への対応力を強化するため、計画の策定や研修・訓練を強化していきます。
- (4) 職員の指導方法を明確にし、統一した教育指導ができる体制を作り、だれでも快適に仕事ができるよう職場環境を見直します。
- (5) 業務改善の手引きを活用し、「ムリ・ムダ・ムラ」のを洗い出し、負担軽減、業務の効率化を図ります。
- (6) 地域福祉活動拠点事業の推進

3. 実施手段

- (1) ホームページでの空室情報を定期的に更新し、情報提供に努める。
- (2) 空き情報の提供や他事業所、かかりつけ医との連携を密に利用者の獲得に努めます。

(3)

- ・新型コロナウイルス感染症対策の研修や状況に合わせた行動指針の見直しを行います。
- ・自然災害に対応した垂直避難や停電時の訓練を行います。
- ・災害時の必要備品物品の確認や備蓄品の点検を行います。

(4)

- ・新人職員への指導方法をマニュアル化し、全職員が統一した受け入れ体制を作り、職員の定着を目指します。
- ・更新したナースコールや見守りカメラの使用方法的指導や研修を行います。
- ・介護ロボット（ハル、介護リフト）の操作方法を簡略化し、介護職員の使用頻度を上げ腰痛予防に努めます。

(5)

- ・業務改善委員会を中心に課題を見つけ出し、改善を図ります。
- ・ICT導入支援事業を活用し、機器の導入により入力作業を短縮します。

(6) 施設自ら又は地域の団体等と連携して地域貢献活動を積極的に行ないます。

6 障害福祉サービス事業（短期入所）

1. 基本方針

社会福祉法人「輝きの会」の経営理念に基づき、障害者総合支援法及び関係法令を遵守し、透明性を堅持した健全かつ活力ある経営に努めます。

また、基本的人権を尊重し、利用者一人ひとりのその人らしい生活を支援し、職員の自己研鑽に努め、専門的な知識と技術と価値観をもって、利用者に良質で安全、安心、快適なサービスを提供します。

関連機関、団体、他事業所、地域住民等とともに事業を展開し、重度の障害のある方々をとりまく環境の改善と地域社会における福祉の中核施設としての役割を果たすよう努めます。

2. 重点目標

- (1) 利用者満足度の高い支援に努めます。
- (2) 各市町村担当部署、相談支援事業所との連携を継続します。
- (3) 感染症や災害への対応力向上に努めます。
- (4) 一月あたりの平均利用人数50人を目指します。

3. 実施手段

- (1)
 - ・利用者、家族、事業所間の連絡を密にとり、多様なニーズを把握しながら生活支援実施書等を作成し、統一したサービスを提供します。
 - ・利用者家族満足度調査を実施し、結果を反映した良質なサービスの提供とマニュアルの見直しを定期的に行います。
- (2) 相談支援事業所等から受けた情報を迅速に整理しスムーズな利用に繋げ、さらに情報共有を行っていきます。
- (3)
 - ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築するため業務継続計画を基に研修・訓練を実施します。
 - ・感染症の発生及びまん延の防止等に関する取り組みを強化します。
 - ・地域と連携した災害対応を強化します。

(4)

- ・利用者や家族、行政、相談支援事業所と連絡を取りながら、計画的、定期的な利用ができるようにします。
- ・入所部門、通所部門と連携して、福祉型Ⅱ利用者への支援を充実させるとともに利用の増加に努めます。
- ・空床利用を積極的に行います。

7 相談支援事業（一般・特定・障害児）

1. 基本方針

利用者の意思及び人格を尊重し、自立した日常生活、社会生活が営むことができるように、各種相談に応じるほか、情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援を行っていきます。また障がい福祉相談において、地域住民や関係機関から信頼される事業所を目指します。

2. 重点目標

- (1) 地域包括ケアシステムの促進と機能強化を図っていきます。
- (2) 契約件数110件、延利用者数300人を維持します。また未就学児、児童、成人、障がい種別等を問わずに相談を受け付け、質の高い相談支援を提供します。
- (3) 相談支援専門員の資質向上に努め、事業所の相談支援体制を強化します。

3. 実施手段

(1)

- ・行政や各関係機関、地域の協力員等と顔の見える関係を構築し、密に連携をとることでスムーズな調整等が行える体制を整えます。
- ・他相談支援事業所と相談・連携し、速やかな連絡体制の確保等の整備を進めます。

(2)

- ・継続したサービス利用支援を行います。また新規利用者受入れには、行政や委託相談支援事業所、医療機関等と連絡を密にとり受け入れ体制について発信します。
- ・必要に応じてモニタリング月以外にも居宅等への訪問やサービス担当者会議の開催または会議への参加を積極的に行いきめ細やかな相談支援を実施します。

(3) 各種研修会や自立支援協議会の各部会に参加します。特に地域包括ケアシステム等に関する研修には積極的に参加します。

8 地域福祉センター

業務内容等について整理・精査し、中長期計画として今後の在り方を確立する。

9 居宅介護支援事業

1. 基本方針

指定居宅介護支援及び介護予防支援、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った「利用者主体」の介護サービスの提供を基本理念とし、単に要介護状態になることを予防するだけでなく、要介護状態にあっても、その有する能力に応じた日常生活が送れるよう利用者の自立支援を行っていきます。（介護保険法第4条）

また、利用者に提供される指定居宅サービス等の公正中立を図り、行政・地域包括支援センター・医療機関や他の指定居宅介護支援事業所・介護保険施設等との連携に努めます。

サービスの提供にあたっては法令を遵守するとともに、個人情報の保護・説明責任を果たします。

2. 重点目標

- (1) 必要なサービスが安定的、継続的に提供される体制構築の取組を推進します。
- (2) 事業所の責務を踏まえ、虐待やハラスメント対策を強化します。
- (3) 多岐にわたるケースのケアマネジメント力向上に努めます。
- (4) ICTの活用を積極的に検討し、実施していきます。
- (5) 月担当件数135件を目指します。

3. 実施手段

- (1) 介護支援専門員の行動計画を作成し、研修と訓練を実施します。
- (2) 虐待やハラスメントの指針を整備し、あるべき姿を明確にします。
- (3)
 - ・本人の意思を尊重したケアの充実のため、看取り期におけるケアマネジメントマニュアルを作成します。
 - ・主任介護支援専門員を養成し、内部研修のさらなる充実を図ります。
- (4) 退院時情報収集やサービス担当者会議開催など必要に応じ、オンラインを活用し実施します。
- (5) 地域包括支援センターや病院と連携し、丁寧な対応により信頼関係を強化します。

10 地域支援センター

業務内容等について整理・精査し、中長期計画として今後の在り方を確立する。